

令和6年7月25日
302会議室

令和6年第14回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第14回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和6年7月25日(木)
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 2 時 13 分
休憩① 午後 2 時 8 分 ～ 午後 2 時 9 分

- 2 場 所 302 会 議 室

- 3 出席者

教育長	栗 原 寛	
教育委員	石 本 一 弘	伊 藤 憲 春
	小 柳 郁 美	堀 切 菜 摘
署名委員	堀 切 菜 摘	

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	臼井 隆行
学校施設建替担当課長	鈴木 信貴	学務課長	澤田 克己
指導課長	佐藤 達哉	主任指導主事	片山 伸哉
統括指導主事	野津 公輝	教育支援課長	高橋 周
学校給食課長	青木 勇	生涯学習推進センター長	庄司 康洋
図書館長	黒島 秀和		

- 5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第30号 社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について

2 協議

- (1) 社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について
- (2) 長期欠席児童支援 給食提供の試行について

3 報告

- (1) 令和7年度使用立川市立中学校教科用図書選定検討委員会報告書について
- (2) 立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画原案について

4 その他

令和6年第14回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年7月25日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第30号 社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について

2 協議

- (1) 社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について
- (2) 長期欠席児童支援 給食提供の試行について

3 報告

- (1) 令和7年度使用立川市立中学校教科用図書選定検討委員会報告書について
- (2) 立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画原案について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和6年第14回立川市教育委員会定例会を開催します。

署名委員に堀切委員、お願いします。

○堀切委員 はい、承知しました。

○栗原教育長 よろしくお願いします。

本日は、協議2件、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認します。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いします。

○齋藤教育部長 本日、第14回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。

教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山主任指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

○栗原教育長 ありがとうございました。

◎協 議

(1) 社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について

○栗原教育長 それでは、2協議(1)社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について、に入ります。

臼井教育総務課長、説明をお願いします。

○臼井教育総務課長 それでは、2協議(1)について資料に基づきご説明します。

社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取につきましては、前回、第13回の教育委員会でご協議いただきました。今回、前回の協議内容なども踏まえ、回答案を作成しました。記書き以降に意見を記載しておりますのでご紹介させていただきます。

まず、1としまして、社会教育機関等に関する事務を市長が管理し、執行することにより、地域社会の課題への対応、また、まちづくりや観光など他の行政分野と連携した施策展開が期待されると考えております。

しかし、2としまして、一方で、指揮命令系統が異なることによりまして、連携の希薄化など教育的機能が低下することが懸念されます。また、政治的中立性の確保についても担保措置が必要となるのではないかと考えております。

また、4で、社会教育機関は様々な関係者・協力者により事業が成り立っておりますが、協力関係に影響が出て、事業に支障が出ることも懸念しております。

以上のことから考えまして、5で、メリット、デメリットを洗い出して、丁寧に分析するとともに、関係者・協力者の意見も参考にして慎重に判断すべきではないかと考えまして資料をまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

もう一項目、3としまして、国の「第4期教育振興基本計画」のところがありますけれども、こちらは記載のとおりでよろしいでしょうか。

○齋藤教育部長 はい。

○栗原教育長 はい、分かりました。説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

石本委員、お願いします。

○石本委員 ご説明ありがとうございました。

意見聴取をおまとめいただきまして、やはり2にございますように、生涯学習推進センター機能につきましても、図書館につきましても、学校教育とは切っても切り離せない分野でございます。今まで一緒にお仕事をさせていただいて、数々の具体的な施策を子どもたちのために実施していただいたと思っております。今まで一緒にやっていたから仲間でなくなるのは寂しいなどという次元ではなくて、必要欠くべからざるものではないかと、私個人としてはそういう考えを持っておりますので、市民生活にも支障が出ないように、本来の業務がしっかりと遂行されますように、ご配慮を願いたいという思いをお伝えさせていただきます。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いします。

○堀切委員 私も学校教育と社会教育は一体的であって、決して切り離せるものではないということを書いていたかと思っておりましたので、とても分かりやすく書いていただき、いいと思いました。

特に3のコミュニティ・スクールに関して、そもそもコミュニティ・スクールというアイデアが出てきたのは、恐らく、新自由主義の教育というか、自己責任とか自由競争とかそういうものが少し行き過ぎてしまったことに対する解決の方法として生まれてきたことだと思いますので、この流れをどこにいかうとも進めていただくことで、市長の施策もきっとやりやすくなると思いますので、その辺りが伝わるといいと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。

小柳委員、お願いします。

○小柳委員 やはり市民として2のところは強く言いたいと思うのですが、やはり図書館は図書館らしくと、生涯学習推進センターは生涯学習推進センターらしくと、それぞれきちんと本来の機能をずっと続けていくことも大事なことだと思うので、2について私も強く同意します。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかご質疑はございますか。よろしいでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 それでは、本件に関する協議は以上としまして、準備が整い次第、改めて議案として提案をさせていただきます。そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。

◎協 議

（２）長期欠席児童支援 給食提供の試行について

○栗原教育長 ２協議（２）長期欠席児童支援 給食提供の試行について、に入ります。

青木学校給食課長、説明をお願いします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、長期欠席児童支援 給食提供の試行について、ご説明します。

事業の目的としましては３点、家の外に出るきっかけづくり、家族以外の人との交流をする機会をつくり、孤立を防ぐ、学校給食を食べることを経験し、小学校時代の思い出を共有する、としております。

対象としましては、立川市立小学校に在籍し、かつ長期欠席中の児童とその保護者とし、往復の安全を確保するため、保護者及び祖父母等の家族の付き添いを必須とするとともに、食物アレルギー対応は行わないこととします。

開始日は、２学期の給食提供開始後の最初の木曜日８月２９日から令和６年度給食提供終了までとなります。

開催場所は、東調理場会議室の半面とし、配膳は、学校の給食時と同様に喫食者が行います。

開催日時は、東調理場で小学校給食を提供する木曜日、１２時半から１時１０分。社会科見学と同様に、見学通路のある西調理場を見学する機会もつくってまいります。

提供可能食数につきましては、１日５組、喫食をする５日前までに事前申し込みとし、小学校高学年の給食を提供します。

費用につきましては、児童は小学校給食費の無償化に伴い無償、それ以外の方につきましては、３０６円となります。

申込方法は、学校給食課へメールまたは電話、参加時に来週の申し込みをすることもできます。

周知の方法については記載のとおりとなります。

最後になりますが、参加した児童の情報については、保護者の承諾を得た上で、随時学校給食課から指導課・各小学校管理職あてに情報提供を行ってまいります。

学校給食課からは以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

石本委員、お願いします。

○石本委員 まず質問です。資料の6で今ご説明いただいたのですが、1日5組ということで、当然ありがたいこと、実施していただけることに本当に感謝しているのですが、もう少し広がる可能性というのは、当然人員配置やキャパシティの問題等いろいろあると思うので、その辺を少しご説明お願いいたします。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 5組程度とっていただければと思います。会議室を区切って使うわけですが、最初から同じ方向にみんなが顔を合わせて食べることができるのかどうか、そういうことも含めると、5組程度がそれぞれのところでそれぞれの組ごとに食べやすい状況がつかれるのかなというところで5組という形を取らせていただいております。

以上です。

○栗原教育長 石本委員、お願いします。

○石本委員 確認ですが、当初はそういうことでスタートするということによろしいでしょうか。もし、可能ならばですが、給食のメニューについても栄養バランスであるとか、特に子どもたちにとってこういうことを配慮しているのだというようなご説明はないのでしょうか。

○栗原教育長 2点、青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 はい。今年につきましては、試行という形で考えております。そのような中で今後実施していく上で、どのような方法で行うか、より拡充をするべきなのかどうかも含めまして検討を進めていきたいと思っております。

また、今現在チラシを作っておりまして、チラシをホームページ等でも公開をするのですが、その中では学校に配る給食の献立表のような、こういうものが出ますよ、というものも載せさせていただく予定となっております。

以上です。

○栗原教育長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 素晴らしいアイデアをありがとうございます。学校に来られる子どもたちだけに給食を提供するということではなくて、全ての子どもたちに希望があれば提供しようと考えていただいたことがとてもうれしいです。これをきっかけにして、では、給食を食べに行くだけではなくて、学校にも行こうとか、他の人たちが見ているところでも食べに行ってみよう、というふうに思ってくれるといいかなと思いました。

どうもありがとうございます。以上でございます。

○栗原教育長 ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いします。

○小柳委員 石本委員と伊藤委員と同様に、こういう素晴らしい機会をつくってくださってありがとうございます。学校に行けるきっかけになるといいと思います。

1つ質問ですが、2のところに食物アレルギー対応は行わない、希望があれば詳細献立の

提供を行うということは、これは希望があれば、アレルギー対応するということですか。教えてください。

○栗原教育長 詳細献立の内容ということでございます。

青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 食物アレルギーの対応につきましては、少し困難があるというのが現状でございます。確認をする、配膳をする、そういうことを分けてすることが難しいという現状が学校と違ってあるため、アレルギー対応については行いません。不登校の方のアレルギーの情報を持っていないこともございまして、アレルギー対応は困難という状態がございます。

しかし、家族の方はアレルギーを持っていられるかどうかを分かっている場合もございますので、希望があれば詳細献立を配布するとともに、先ほど言いましたチラシ等には9月の献立も今作っている最中ですが、その中には材料なども含めて全部記載した内容をお配りしていく、そのように考えてございます。

以上です。

○栗原教育長 ほかにいかがですか。

堀切委員、お願いします。

○堀切委員 私も同じように素晴らしい取組でありたいと思うのですが、自分の子が長期欠席だったら、というように考えると、1日5組、先着順と言われると、少し難しいかなと思います。家庭内では、行くと言ったのに行かないとか、そこで一悶着あるのです。なので、もちろんそこにコストはかけられないかもしれないのですが、例えば、1日5組程度という書き方にするだけでも、やはり少し雰囲気は違うと思います。後は例えば、Webで簡単に申し込みたりするとありがたいです。子どもには申し訳ないのですが、親としては先生に謝り、約束した人に謝りということで、本当に行ってくれるのかというような感じで思うことがありまして、もう少し申し込みやすいとありがたいと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 5組という形で書かせていただいているのですが、チラシ等には5組程度という書き方をさせていただいております。ただ、数がある程度決めておかないといけないため、このような書き方をさせていただいているところでございます。

申し込みの方法ですが、確かに、今は電話とかそういうもので考えているのと、前の週に来たときに楽しかったと思ってくれたら、その場で申し込めるような状況、ちょうど5日前ですと食材の発注等が間に合うというところで、この日程を決めているところでございます。急に来られなくなる場合もこういう場合にはあると思うのです。その時は電話一本いただければと思っているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 今、堀切委員からご説明があったとおり、当日キャンセルということは十分考えられる、そのときの当日の気分によってということがございますので、その辺は学校給食課のほうも十分に把握しております。そのような中でキャンセルしても、決してそれで次に申し込めないということではなく、また待ちたいと思っております。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかにないようでございます。

それではお諮りします。2協議（2）長期欠席児童支援、給食提供の試行について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議（2）長期欠席児童支援、給食提供の試行について、は承認されました。

◎報 告

（1）令和7年度使用立川市立中学校教科用図書選定検討委員会報告書について

○栗原教育長 続きまして、3報告（1）令和7年度使用立川市立中学校教科用図書選定検討委員会報告書について、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いします。

○佐藤指導課長 はい、令和7年度使用立川市立中学校教科用図書選定検討委員会報告書についてご報告します。

このたび、立川市立中学校教科用図書選定検討委員会の山口聡委員長より報告書が提出されましたので、教育委員の皆さまにご報告させていただきます。

資料をご覧ください。1枚目は、報告書のかがみ文でございます。1枚おめくりください。右上に資料1－1国語と記載されたステープラー留めのA4判のプリントがございます。それをもう1枚めくっていただきますと、A3判のものを折り畳んだ資料2－1と記載されたものがございます。これがセンター留めの一つの束になっており、国語教科書の資料となっております。この順番で、資料1－1から最後の道徳科の資料1－16及び資料2－16までをお配りさせていただいております。

その次に、資料3として、中学校教科用図書検定結果、最後のページに、教科用図書採択のスケジュール（案）を付けさせていただきました。

それでは、1枚目の報告書のかがみ文にお戻りいただきまして、検討の経緯についてご説明させていただきます。

令和6年2月26日の教育委員会定例会におきまして、教科用図書採択の基本方針について決定していただいたところです。その後、5月20日に選定検討委員会への委嘱状の交付を行いました。

翌5月21日より下部組織である調査研究部会による調査研究を行い、6月14日に調査書

を提出していただきました。

その後、1枚目の報告書にお示ししたとおり、6月20日、6月25日、7月5日と3回にわたって選定検討委員会で検討してまいりました。その検討の対象となったのが資料3にお示ししている検定結果の発行者でございます。

続いて、報告書の構造についてご説明します。1枚おめくりいただき国語科のものをご覧ください。報告書には、1に、教科用図書発行者の編集の趣意について、各発行者のポイントをお示ししております。

また2に、選定検討委員会及び調査研究部会で出された主な意見について取りまとめております。委員の皆さまにおかれましては、資料1にまとめた趣意や主な意見をご覧ください、各教科用図書の調査を進めていただければと思います。

次に、A3判の資料2について、引き続き国語科の資料でご説明します。この調査結果は中学校長会から推薦を受けた専門性の高い教員たちが教科ごとに部会をつくって、全ての教科書について確認し、調査結果をまとめたものです。この調査結果には、採択の基本方針に基づき5点の調査項目をまとめました。

まず、A内容の選択です。資料の新鮮度、内容のおさえ方、学習活動の多様性、個人差及び地域差への配慮等から調査した結果をまとめました。

次に、B構成・分量です。系統性、関連性、発達段階への配慮、精粗の程度、分量から調査した結果です。

次が、C表記・表現です。文字や語句、語法、文体、記号、式、図形等の一貫性及び明確さについて調査した結果をまとめたものです。

次が、D使用上の便宜として、自主的・積極的学習につながるかどうかや全体の内容構成について調査した結果をまとめています。

最後にEに、その他特記事項についてまとめています。

これらの調査結果を基に、検討委員会で協議し、報告書にまとめました。委員の皆さまにおかれましては、このA3判の調査結果についてもご吟味いただければと思います。

報告書の構成については以上です。

続きまして、案としてお示ししました教科用図書採択のスケジュールをご覧ください。

次回8月9日に開催されます第15回教育委員会定例会において、委員の皆さまにご協議をいただきまして、その後の8月28日第16回教育委員会定例会の中で採択に向けてご審議いただく予定です。従いまして、次回の8月9日第15回教育委員会定例会までに、各委員の皆さまにそれぞれの教科書を調査していただきまして、それを踏まえて8月9日にご協議いただければと考えております。

なお、市民の皆さまにも教科用図書を見ていただくために、市政情報コーナー及び中央図書館、錦図書館、上砂図書館に展示をしました。なお、錦図書館、上砂図書館においては7月17日で終了となっております。

7月31日を締切としてアンケートも回収しているところです。併せて中学校9校全校に教

科書を回覧いたしました。そちらでも教員を対象としたアンケートを回収し、今、取りまとめをしているところでございます。今後、参考資料として8月1日以降、準備が整い次第ご覧いただけるようにしますので、ご参考にしていただければと思います。

また、8月28日の第16回教育委員会定例会においては、中学校教科用図書の採択に加えて、令和7年度使用の小学校教科用図書また小・中学校特別支援学級教科用図書の採択もお願いする予定です。

ご報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。なお、今、佐藤指導課長から説明があったとおり、教科ごとの協議については、第15回、第16回の教育委員会定例会で行うこととし、今回につきましては、資料の見方と全般的なところでの質問、ご意見等にまとめていただければと考えております。ご質疑をお願いします。

石本委員、お願いします。

○石本委員 まず、教科書ごとの細かな調査をまとめていただきまして大変な作業だったと思います。ありがとうございました。参考にさせていただきながら各委員でしっかりと採択の議に取り組んでまいりたいと思います。

昨年の小学校教科用図書の採択の際にも確認をしたのですが、教育委員も1名代わっているため確認のために申し上げます。私たちがこれから行う採択というのは、一番優れた教科書を選ぶことが目的ではなく、立川の今の子どもたちに最もふさわしく、先生たちがこの教科書で授業をしたい、そう思えるような、そういう立川の子どもたちのための教科書を選ぶのだというふうに私は認識しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 ありがとうございます。

今回検討していただいている教科書は、全て国の検定を通ったものでございます。採択にあたっては、今、石本委員がおっしゃられたように、立川市の生徒の実態、また教員の指導のしやすさ等々を加味していただき教科書の選定にあたっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかにないようでございます。

これで、3報告（1）令和7年度使用立川市立中学校教科用図書選定検討委員会報告書について、の報告及び質疑を終了します。

◎報 告

（2）立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画原案について

○栗原教育長 続きまして、3報告（2）立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する

る推進計画原案について、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いします。

○佐藤指導課長 それでは、立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画原案についてご報告いたします。A4判横版の資料①と書かれております「1 パブリックコメントの実施状況と結果について」という資料をご覧ください。

本計画につきましては、令和6年4月24日教育委員会定例会、また、6月19日市議会文教委員会に素案を報告した後、6月21日～7月10日までの20日間にわたりパブリックコメントを実施し、37名から51件のご意見を頂きました。

1ページ目をご覧ください。頂いたご意見を精査した結果、本計画に反映するもの1件、市の考え方を説明するもの49件、庁内関係課と共有するもの、その他は1件としてございます。

2ページの一番上、(1)意見を反映するものは、1件です。反映した内容としては、関係者間の連絡体制の整備の箇所に、「情報共有ツールの活用」と追加で記載しております。詳細につきましては、資料②10ページの下線部になります。資料②は原案の冊子でございます。

また、素案の作成時点から改正がありました「立川市立中学校に係る運動部活動の方針」については、改正後の名称「立川市立中学校に係る学校部活動の方針」に修正しました。こちらは、資料②の7ページ、1行目の下線が引いてあるところになります。

さらに、部活動指導員及び部活動外部指導員の配置部活動数等のデータにつきましては、令和5年度の数字が集計されましたので、該当データを掲載しました。詳細につきましては、資料②8ページの下表をご覧ください。

本計画につきましては、9月24日の市議会文教委員会に報告しまして、その後、庁内で正式決定した上で、市政情報コーナー等に備えるとともに、ホームページでも公開してまいります。

報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

堀切委員、お願いします。

○堀切委員 資料を分かりやすくまとめていただいてありがとうございました。このパブリックコメントを見たときに、地域に広く開いていってほしいという要望と指導者について一定のレベルが保たれるのかどうか不安という両方があると思ひまして、少し外れてしまうかもしれないのですが、例えば、今、学校の中で先生との関係で何か嫌なことがあったときは外部に相談できますよね。東京都教育委員会に相談できると思うのですが、学校から外れてしまうと多分そこは部活動というか、このことについてはその教育委員会ではなくなる、管轄ではないということになるのでしょうか。

○栗原教育長 管轄と責任というお話ですね。一旦そこで切らせていただきます。

佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 地域連携・地域移行という部分で、学校の部活動から地域に担っていただく部分は大きくなると考えておりますが、一方で、なかなか学校の生徒、市の生徒が関わっている活動において全く関与しないということにはならないかと思います。ただ、今後どのような形でそういった問題に対応していくのか、そのような課題もこれから見えてくると思いますので、丁寧に進めていきたいと思います。

○栗原教育長 堀切委員、お願いします。

○堀切委員 よろしくをお願いします。

以前、ある中学校の道徳公開授業に行かせていただいたのですが、中学校1年生の親御さんが、中学校に入ってからすぐに既にクラスでグループのLINEができていて、そのグループのLINEのアイコンを見て人を知って、「あの猫のアイコンは、あなただったのね」というやり取りが学校であるというようなことについてびっくりしたと言っていました。大学生などが関わるようになると、多分躊躇なく連絡先交換とかが行われると思うのです。LINEなどはグループに入ってしまうと連絡先を直接交換しなくても連絡が取れたりしますので、保護者のほうにも啓発が必要だと思います、ということを先生方もおっしゃっていました。例えば、スマホを与えるときにはこういうルールを、もう与えるときに相談してくださいというような啓発が必要だということでは言っていたのですが、地域に開いていくにあたって、その辺の対策も必要だと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。部活動の地域移行の課題はもちろんございまして、現在のSNS等の利用に関する注意は、部活動に限らず全般的に本当に必要だと思います。学校の校長先生、副校長先生もその辺りは認識しており、効果的に児童・生徒が理解できるような取組を各学校で行っているところでございます。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

小柳委員、お願いします。

○小柳委員 パブリックコメントの7ページ整理番号26番で、部活動改革は、大人が目線だけでなく、実際に活動する子ども達の声も参考にして進めてほしいという意見があります。回答は、これから進めますということですが、子どもにアンケートを取る予定はあるのでしょうか。あるとしたらどのような内容で子どもにアンケートを取るのかとか、まだ全然決まっていないと思うのですが、決まっていることがあれば教えてください。

○栗原教育長 子どもの意見をどのように取り上げる、把握をするかというところでございます。

佐藤指導課長、お願いします。

○佐藤指導課長 こちらにご記載のとおり、大人目線だけでなく、実際に活動する子ども達の声も参考にするというのは重要な視点だと思っております。回答にも書かせていただいておりますが、国や東京都の方針・動向等を踏まえながらという部分で、東京都が昨年度に引き続き、まさにこの期間に、保護者、生徒を対象にアンケートを取っております。そのようなデータ

等の活用も市としても考えられますし、また個別のアンケート等についても、今後検討していく必要があると思っております。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかにないようでございます。3 報告（2）立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画原案について、の報告及び質疑を終了します。

暫時休憩とします。議案の準備が整い次第、会議を再開します。

午後 2 時 0 8 分休憩

午後 2 時 0 9 分再開

○栗原教育長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議 案

（1）議案第 30 号 社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について

○栗原教育長 1 議案（1）議案第 30 号、社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について、を議題とします。

臼井教育総務課長、説明をお願いします。

○臼井教育総務課長 それでは、議案第 30 号についてご説明します。

社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について、としまして、議案として提出させていただきます。

理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答を行うためでございます。

裏面をご覧くださいまして、回答内容につきましては、前回の定例会と先ほどの協議を踏まえまして、そのままのものを反映しております。具体的には、先ほどの協議の際には表題は、回答（案）としていたものの（案）を取った形でございます。それ以外の内容は全く一緒でございます。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りします。1 議案（1）議案第 30 号、社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案（1）議案第 30 号、社会教育機関等に関する事務の管理・執行についての意見聴取について、は承認されました。

◎そ の 他

○栗原教育長 次に、その他に入ります。その他はございますでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認します。

次回、第 15 回立川市教育委員会定例会は、令和 6 年 8 月 9 日金曜日、13 時 30 分から 302 会議室で開催をします。

これをもって、令和 6 年第 14 回立川市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。

午後 2 時 13 分

署名委員

.....

教 育 長